

秋田県メディカルコントロール協議会設置要綱

(目的)

第1条 県民の救命効果の向上を図るため、救急業務におけるメディカルコントロール体制の整備を推進する必要があることから、当該体制の整備に関する協議・調整を行う秋田県メディカルコントロール協議会を設置する。

(協議事項)

第2条 秋田県メディカルコントロール協議会（以下「県協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議し、その推進に努めるものとする。

- (1) メディカルコントロール担当医療機関の選定に関すること。
- (2) 地域協議会の担当範囲（区域割り）の調整・決定に関すること。
- (3) 地域協議会における協議事項等に関する調整・助言に関すること。
- (4) 指導救命士会における協議事項等に関する調整・助言に関すること。
- (5) 救急救命士の病院における研修修了の認定に関し、意見を述べること。
- (6) 救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の調整に関すること。
- (7) 救急隊員の病院実習等の調整に関すること。
- (8) 救急活動の事後検証の実施とこれに用いる救急活動記録様式の項目及び検証票様式の項目の策定に関すること。
- (9) 救急業務の実施に必要な各種プロトコルの策定に関すること。
- (10) 気管挿管実施救急救命士の認定・登録に関すること。
- (11) 薬剤投与実施救急救命士の認定・登録に関すること。
- (12) 指導救命士の認定・登録に関すること。
- (13) その他地域のプレホスピタル・ケアの向上に関すること。

(地域協議会)

第3条 県協議会に、前条に掲げる事項を協議し、その推進を図るため、次の地域協議会を設けるものとする。

- (1) 秋田県メディカルコントロール協議会大館鹿角地域協議会
- (2) 秋田県メディカルコントロール協議会北秋田地域協議会
- (3) 秋田県メディカルコントロール協議会能代山本地域協議会
- (4) 秋田県メディカルコントロール協議会秋田周辺地域協議会
- (5) 秋田県メディカルコントロール協議会本荘由利地域協議会
- (6) 秋田県メディカルコントロール協議会大仙仙北地域協議会
- (7) 秋田県メディカルコントロール協議会横手地域協議会
- (8) 秋田県メディカルコントロール協議会湯沢雄勝地域協議会

(指導救命士会)

第4条 県協議会に、秋田県指導救命士会実施要領の協議事項に掲げる事項を協議し、その推進を図るため、指導救命士会を設けるものとする。

(組織)

第5条 県協議会は、次に掲げる機関から推薦された者等をもって構成し、委員は知事が委嘱する。

- (1) 秋田県医師会
- (2) 救命救急センター

- (3) 秋田大学医学部
- (4) 秋田県消防長会
- (5) 地域協議会の代表者
- (6) 指導救命士会の会長、副会長（2名）
- (7) その他知事が必要と認める者

2 地域協議会は、当該地域の次に掲げる機関の中から推薦された者をもって構成し、委員は知事が委嘱する。
なお、メディカルコントロール担当医療機関及び医師会については、秋田県医師会に依頼し、適任者の推薦を受けるものとする。

- (1) メディカルコントロール担当医療機関
- (2) 医師会
- (3) 消防本部
- (4) 保健所

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は再任を妨げない。

5 県協議会内に、特定の課題に対応するための専門委員を置くことができる。なお、専門委員は知事が委嘱した委員の中から会長が任命し、県協議会で承認する。

6 指導救命士会は、秋田県MC協議会指導救命士認定要領により、認定された指導救命士をもって構成する。

(会長及び副会長)

第6条 県協議会及び地域協議会（以下、本条において「協議会」という。）と指導救命士会に会長及び副会長を置く。

2 協議会の会長及び副会長は委員の互選による。会長は、協議会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 指導救命士会の会長及び副会長は指導救命士の互選により、県協議会が認定する。会長は、指導救命士会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

なお、会長及び副会長が互選されるまでの期間については、暫定的に前会長、前副会長がその職務を行う。

(会議)

第7条 県協議会、地域協議会及び指導救命士会の会議は会長が招集する。

2 会議は会長が主宰する。

3 会議の決議は委員の三分の二以上が出席し、その過半数をもって行う。

4 県協議会及び地域協議会は、必要に応じ、関係者から意見を聴取することができる。

また、必要に応じて特定事項を協議するための部会を設置することができる。部会は医療機関、消防機関、行政機関等の中から会長が必要と認める者をもって構成し、付託された協議事項について協議する。

5 指導救命士会は、必要に応じ、指導救命士から意見を聴取することができる。

また、事前に県協議会の許可のもとに必要に応じて特定事項を検討するためのワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。WGは、県協議会委員の医師から意見を聴取し、付託された検討事項について協議する。

(秋田県救急・災害医療検討委員会等との連携)

第8条 県協議会及び地域協議会は、秋田県救急・災害医療検討委員会及び秋田県保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会等と連携を図りながら、第2条に掲げる事項の推進に努めるものとする。

(事務局)

第9条 県協議会及び地域協議会の庶務を処理するため、秋田県総務部総合防災課消防保安室に事務局を置く。

- 2 地域協議会の庶務を処理するに当たっては、当該地域の消防本部の協力を得て行うものとする。
- 3 指導救命士会の庶務を処理するに当たっては、秋田県総務部総合防災課消防保安室に事務局を置く。
なお、事務局の選定に当たっては、指導救命士会長の指名によるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年3月20日から施行する。

平成17年4月1日 一部改正

平成19年4月1日 一部改正

平成20年4月1日 一部改正

平成22年4月1日 一部改正

平成30年3月22日 一部改正

平成30年7月5日 一部改正

令和5年8月3日 一部改正

令和6年4月1日 一部改訂